

○琴浦町公の施設指定管理者選定委員会設置要綱

平成18年 2 月22日

訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成18年琴浦町規則第 1 号。以下「規則」という。)第 3 条第 1 項に規定する琴浦町公の施設指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年琴浦町条例第 1 号)及び規則で使用する用語の例による。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 指定管理候補者の選定
- (2) その他指定管理者の指定に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 指定管理者に管理を行わせようとする施設を所管する課の課長
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、副町長の職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。

4 委員の任期は、審査に係る指定管理候補者の選定が終了するまでの期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、指定管理者に管理を行わせようとする施設の所管課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月22日から施行する。

附 則(平成19年3月26日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日訓令第15号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。